

## モバイル学会役員選出について

### モバイル学会役員選挙規程の検討

理事 宮尾 克（名古屋大学）

前回、理事会において、本学会の役員選挙規程の検討を行なうように指示を受けましたので、検討の結果の中間報告をいたします。

「定款の規定」は以下のようになっています。

#### 第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上24人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 会長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくは本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（中略）

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(中略)

(職員)

第 20 条 本法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

以上のように、役員を選任は総会で行なうことになっています。

そこで、当面のルールは提案であるが、理事会で役員選考委員会をつくり、役員自薦・他薦を含む推薦アンケート（投票）を全会員に送る。

その結果を、選考委員会で検討して、新役員案をつくり、理事会・総会にかけて決定する。という方針でいかがでしょうか。

以上、いたします。